

PEFC 国際規格

PEFC ST 2001:2008

PEFC 制度利用者のための要求事項

第二版

発行日：2010年11月26日

第二版 [日本国内修正版]

発行日：2018年11月1日

PEFC ロゴ使用規則—要求事項

[日本国内修正版]



PEFC 評議会

ICC Building C, Route de Pré-Bois 20 Case Postale 1862
1215 Geneva 15, Switzerland

電話：41-22-799-4540、ファックス：41-22-799-4550

E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳についてはあくまでも参考文献としての利用に限ります。但し、ラベル内に表示する URL については本文書に依ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2008

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象になっている。

この文書は PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書名：PEFC ロゴ使用規則－要求事項

文書記号：PEFC ST 2001:2008 第二版

承認：PEFC 評議会総会 日付：2010 年 11 月 12 日（修正 1）

発行日：2010 年 11 月 26 日

発効日：2010 年 11 月 26 日

移行期間：2011 年 11 月 26 日

PEFC ST 2001:2008 日本国内修正版

発行日：2018 年 11 月 1 日

発効日：2018 年 11 月 1 日

移行期間：2019 年 10 月 31 日

目次

目次	3
前書き	4
序文	4
1. 適用範囲	5
2. 基準参考文書	5
3. 用語と定義	5
4. PEFC ロゴの対象範囲	6
5. PEFC ロゴの所有者と PEFC ロゴの使用権	6
5. 1 PEFC ロゴの所有者	6
5. 2 PEFC ロゴの使用権	6
5. 3 「PEFC」のイニシャルの使用権	6
6. PEFC ロゴ使用者の種類	7
6. 1 PEFC ロゴ使用者グループ A：各国認証管理団体（NGB）	7
6. 2 PEFC ロゴ使用者グループ B：森林所有者および管理者	7
6. 3 PEFC ロゴ使用者グループ C：林産品関連産業	7
6. 4 PEFC ロゴ使用者グループ D：その他のロゴ使用者	7
7. PEFC ロゴの使用	7
7. 1 一般的な要求事項	7
7. 2 製品上使用（オン・プロダクト）	8
7. 2. 1 製品上使用の要件に関する要求事項	8
7. 2. 2 PEFC ラベルの基本的な構造	8
7. 2. 3 PEFC ラベルに関する特定な要求事項	9
7. 2. 3. 1 「PEFC 認証」のラベル	9
7. 2. 3. 2 「PEFC リサイクル」のラベル	10
7. 2. 4 例外的な PEFC ラベルの使用	10
7. 2. 4. 1 ログ番号なしの PEFC ロゴ使用	10
7. 3 製品外使用(オフ・プロダクト)	11
7. 3. 1 製品外使用の対象範囲	10
7. 3. 2 製品外使用に関する要求事項	10
7. 3. 3 製品外使用の一般的な要求事項	11
7. 3. 4 例外的な使用	11
7. 3. 4. 1 ログ番号なしの PEFC ロゴ使用	11

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は林産品の認証およびロゴラベル・システムを通じて持続可能な森林管理の促進を図る国際組織である。PEFC の認証主張やラベルがついた商品は原材料が持続可能に管理された森林から産出されたものであることの信頼性を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な審査の下に PEFC 評議会要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し相互承認を与える。

この文書は、広範なステークホルダーを対象にするオープンかつ透明で、協議およびコンセンサスに基づいた手順により策定された。

この文書により PEFC テクニカル文書付属文書 5 「PEFC ロゴ使用規則」は廃止され、この文書をもってこれを代替する。この文書の発表以前に PEFC ロゴ使用許可を取得したロゴ使用者は、付属文書 5 からこの文書への切り替えの期間として 1 年間を与えられる。

第二版は、2010 年 11 月 12 日の PEFC 評議会総会によって採択された修正第一号を編入する。この修正によって求められる要求事項は、本文の中で、境界線や修正による影響を受ける節、注意書、数字、または部分に対する修正番号で示される。

序文

PEFC のロゴやラベルは、林産品の由来が、持続可能に管理された森林やその他出処に問題のないものであることに関する情報を提供するものである。購買者や潜在的な購買者は、環境やその他諸々の事項を配慮した商品を選択する際にこの情報を使用する事ができる。

PEFC ロゴやラベル使用の総合的な目的は、誤解の発生を防止する正確かつ検証可能な情報を通じて、持続可能な森林に由来する商品の需要と供給を奨励し、それにより、市場主導型による世界の森林資源の継続的な改善の可能性を高めることにある。

この文書は、ISO14020:2000 が定める環境ラベルと主張のための一般的原則に依拠する。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC のロゴ使用者が正確、検証可能、適切、かつ誤解を生ずることのない PEFC ロゴや主張の使用を確実にするための要求事項を扱う。

この文書は、PEFC ロゴを使用する権利、ロゴ使用の種類、製品上・製品外の使用に関する要求事項など、PEFC ロゴの法的な保護を定める。

2. 基準参考文書

下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の（訂正を含む）最新版(修正を含む)が適用される。

PEFC 評議会テクニカル文書付属文書 1 「用語と定義」

PEFC ST 2002:2010 「林産品の CoC—要求事項」

ISO/IEC 14021:1999 「環境ラベルおよび宣言—自己宣言による環境主張」（環境ラベルタイプ 2）

3. 用語と定義

この文書の目的においては、PEFC テクニカル文書の付属文書 1 と PEFC ST2002:2010 にて定められる用語と定義が適用される。

3.1

製品外使用（オフ・プロダクト使用）

製品上使用以外の使用であり、特定の製品や PEFC 認証森林に由来する原材料に言及しないもの

3.2

製品上使用

PEFC 認証製品に関連、または言及して PEFC ロゴを使用する場合

例えば、

- a) 有形製品上への直接使用（包装なしの場合）、個別に梱包、容器、包装された製品、または、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合
- b) 特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合（請求書、出荷票、広告物、説明書など）

注意書：購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると感じ、そのように理解するようなロゴ使用法は商品上使用と見做される。

3.3 PEFC 承認認証書

PEFC が承認する認証書とは、

- a) PEFC 評議会が承認する森林認証制度に照らして PEFC 公示認証機関が発行した森林管理認定認証書で、有効期間以内のもの
- b) PEFC 国際 CoC 規格および由来に関して PEFC が承認する定義に照らして PEFC 公示認証機関が発行した認定 CoC 認定認証書で、有効期間以内のもの
- c) PEFC 評議会が承認する（特定の国の森林認証制度の）CoC 規格に照らして PEFC 公示認証機関が発行した認定 CoC 認証書で、有効期間以内のもの

注意書：PEFC が承認する森林認証制度や CoC 規格は PEFC のウェブサイト(www.pefc.org)で閲覧可能である。

4. PEFC ロゴの対象範囲

PEFC のロゴとその関連の主張は、PEFC ラベルが添付された製品に使用された林産原材料の由来のみをその取扱対象とする。

注意書：PEFC 主張の対象となる林産原材料の由来は、PEFC 認証原材料に関しては持続可能に管理された森林、その他の原材料に関しては出処に問題のない原材料、及び、消費後のリサイクル原材料、と定められる。



5. PEFC ロゴの所有権と PEFC ロゴの使用権

5.1 PEFC ロゴの所有権

PEFC ロゴは、著作権の対象物であり、PEFC 評議会が所有する登録商標である。「PEFC」のイニシャルも著作権の対象であり、登録されている。この著作権の対象物の無断使用は禁じられており、法的手段が取られることもある。

5.2 PEFC ロゴの使用権

PEFC ロゴは、PEFC 評議会、または PEFC ロゴ使用者が居住する国において PEFC 評議会による認可を受けた組織が発行する PEFC ロゴ使用許可の下に使用しなければならない。PEFC ロゴの使用は個別の法主体を対象に許可される。

上記の認可を受けた組織とは、PEFC 各国認証管理団体(NGB)、または PEFC 評議会に代わって使用許可を発行することを認可された組織である。

PEFC 評議会または認可を受けた組織は、製品外のロゴ使用を目的とする一度切りの PEFC ロゴ使用を許可することができる。

5.3 「PEFC」のイニシャルの使用権

「PEFC」のイニシャルは PEFC 評議会、PEFC 加盟の森林認証制度とその認証制度に関する適正な言及を以って使用しなければならない。製品やその原材料に言及する「PEFC」の文字使用は、PEFC が承認する森林管理認証書または CoC 認証書の裏付けがなくてはならない。

6. PEFC ロゴ使用者の種類

6.1 PEFC ロゴ使用者グループ A：各国認証管理団体（NGB）

PEFC 各国認証管理団体、または、PEFC 評議会との契約によりロゴを製品外使用し、PEFC に代って他の組織に PEFC ロゴ使用許可を発行する権限を与えられた組織。

6.2 PEFC ロゴ使用者グループ B：森林所有者および管理者

PEFC 承認森林管理認証書（有効期限内）を保有する森林所有者及び管理者、または PEFC 承認森林管理認証書に地域またはグループとして加盟する有資格組織。

グループ B のロゴ使用者となり得るのは下記の者や団体である。

- a) 地域認証書の所有者
- b) グループ認証書の保有者（森林所有者グループ）
- c) 個々の森林所有者（個別の認証書の保有者、あるいは地域認証またはグループ認証の個別メンバー）
- d) 地域またはグループ森林認証に加入しているその他の当事者（例 下請業者）

6.3 PEFC ロゴ使用者グループ C：林産品関連産業

PEFC が承認する CoC 認証書の保有者（PEFC が承認する CoC 認証書の対象範囲に含まれるサイトを含む）。例えば、木材の調達組織、木材加工業、木材貿易業者、流通業者、小売業者等）。

6.4 PEFC ロゴ使用者グループ D：その他の使用者

上記のグループ A、 B、 C 以外で PEFC の宣伝や教育啓蒙を目的として PEFC ロゴを製品外使用する組織。

注意書：グループ D は、PEFC ロゴを宣伝や教育啓蒙の目的で使用される幅広い分野の諸団体であり、例えば、産業組合、調査機関、教育機関、政府、公共団体、NGO などがある。また、グループ D には、林産品の消費者の立場として CoC 取得の対象外の組織（政府や銀行など）またはサプライヤーの PEFC ロゴや主張が使用されている製品を販売する組織も含まれる。

7. PEFC ロゴの使用

7.1 一般的な要求事項

PEFC ロゴは、製品に関してその林産原材料の由来について言及して使用（製品上使用）、または、森林認証制度としての PEFC、またはロゴ使用者の PEFC との関わりに言及して使用（製品外使用）することが出来る。

表 1

PEFC ロゴ使用者／使用法	製品上使用	製品外使用
グループ A	なし	あり
グループ B	あり	あり
グループ C	あり	あり
グループ D	なし	あり

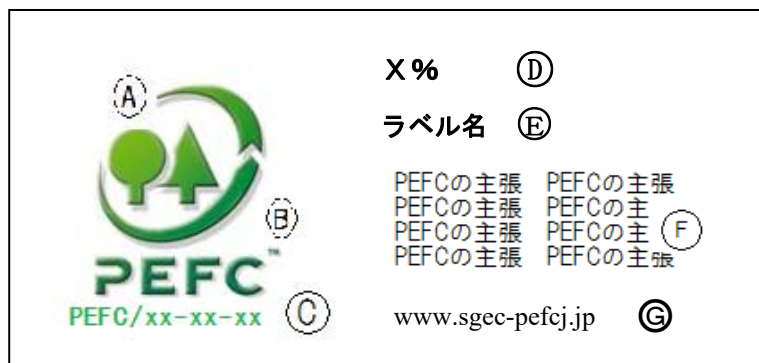
7.2 製品上使用（オン・プロダクト）

7.2.1 製品上使用の要件に関する要求事項

PEFC ロゴは、有効な PEFC ロゴ使用許可を有するグループ B（森林所有者、管理者）およびグループ C（森林関連産業）の PEFC ロゴ使用者によって製品上使用できる。

7.2.2 PEFC ラベルの基本的な構造

PEFC のロゴは、PEFC ラベルの一部として製品上に使用することができる。ただし、以下の構造及び一般的要求事項が遵守されなければならない。



Ⓐ PEFC ロゴ

PEFC のロゴは、2 本の木と「PEFC」のイニシャルが丸で囲まれた構成になっている。

色：ロゴは、3 色（黒、緑および 3 D）にて使うことができる。PEFC ロゴはまた他の単色を背景として白色で使うこともできる。

縦横の比率：高さとの比率は保持しなければならない。

Ⓑ TM記号

PEFC トレードマークの記号（TM）は常に PEFC ロゴと一緒に使わなければならない。

Ⓒ PEFC ロゴライセンス番号

PEFC ロゴ使用者に発行されたロゴライセンス番号は、ロゴと一緒に使わなければならない。

Ⓓ PEFC 認証原材料の含有比率

製品の中における PEFC 認証原材料の含有を現す比率は、“PEFC 認証”ラベルの一部として使うことができる（7.2.3 項を参照）

Ⓔ Ⓕ ラベル名とラベル主張

公式には PEFC のラベル名と主張は英語表記である。他言語による PEFC ラベル名とラベル主張は、PEFC 評議会または PEFC 認証管理団体がこの書類に関する著作権の遵守の下に行う翻訳に基づいたものを基本としなければならない。

㊄ PEFC ウェブサイトのURL


PEFC 評議会のウェブサイトのURL (www.pefc.org) は、PEFC 認証管理団体、または、ロゴ発行の権限を授与された他の団体のURLによって代替することができる。(例: www.sgec-pefcj.jp)

ロゴラベルの使用に関する各種オプションについて、ロゴ使用ツールキットの中に詳細が記載されている。

7.2.3 PEFC ラベルに関する特定な要求事項

7.2.3.1 「PEFC 認証」のラベル

表 2

	
ラベル名	PEFC 認証
ラベルの解説	<p>この製品は、持続可能な管理であるとして各国の森林認証制度 (PEFC 相互承認済み) によって認証された PEFC 認証森林からの原材料、またはリサイクルされた原材料を 70%以上含む。リサイクル原材料の含有率は 85%以下。</p> <p>PEFC 認証原材料の含有量については PEFC が承認する CoC 規格による検証済み。森林管理認証、CoC 認証ともに国際認定フォーラム (IAF) の加盟メンバーである認定機関による第三者認証を受けている。</p> <p>該当製品がリサイクル原材料を含まない場合は、ラベル主張はリサイクルという言葉を除いて使用しなければならない。</p>
原材料の由来の定義	PEFC 文書 ST 2002:2010 の付属書 1、または、PEFC 評議会が上記文書に適合すると認める各国認証制度独自の規格による定義。
PEFC 認証原材料の最低含有量	70%
リサイクル原材料の最大含有量	85%
管理材に関する要求事項	非認証原材料は、その由来が問題のある出处ではないように管理されなければならない。
ラベルの使用上のオプション	<p>PEFC のラベル使用には次のオプションが許される：</p> <p>a) ラベル名、ラベル主張や PEFC ウェブサイトはこれらが読みにくい状況や印字が困難な場合は、省略可能。</p> <p>b) 認証率の表示</p> <p>c) PEFC ロゴを二分し、「PEFC™」を丸い図案の横に置く 詳細は PEFC ロゴ使用ツールキットの中に規定されている。</p>

7.2.3.2 「PEFC リサイクル」のラベル

表 3

	
ラベル名	PEFC リサイクル
ラベルの解説	この製品は、少なくとも 70%以上のリサイクル材を原材料とする「PEFC 認証」原材料を含む。リサイクル原材料の含有量の計算は ISO/IEC14021 の規定に基づく。
原材料の由来の定義	PEFC 文書 ST 2002:2010 の付属書 1、または、PEFC 評議会が上記文書に適合すると認める各国認証制度独自の規格による定義。
PEFC リサイクル原材料の要求事項	PEFC 文書 ST2002:2010 により定められるリサイクル原材料。
管理材に関する要求事項	非認証原材料は、その由来が問題のある出处ではないように管理されなければならない。
PEFC 認証原材料の最低含有量	70%
リサイクル原材料の最低含有量	70%
ラベル使用上のオプション	ラベルの主張または PEFC ウェブサイトの記載なしの使用は、これらが読みにくい状況や印字が困難な場合は省略可能。「PEFC リサイクル」のラベルは「PEFC リサイクル」ラベル名と共に使用しなければならない。 PEFC ラベルはオプションとして、ISO/IEC14021 の規定に従ってメビウスの輪を使用することもできる。 詳細は PEFC ログ使用ツールキットの中に規定される

7.2.4 例外的な PEFC ラベルの使用

7.2.4.1 ログ番号なしの PEFC ログ使用

ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や技術的に表示が不可能な時は、ログ使用を許可した組織の承認を得た上で、下記を満たす場合に限り、ログ番号なしの PEFC ログ使用が例外的に認められる。

- PEFC のログ番号がその商品の他の場所に表示される（包装紙、大箱、商品のパンフレットやマニュアルなど）、あるいは、
- その PEFC ログの使用者の身元が他の商品情報によって明確かつ明瞭に確認できる。

7.3 製品外使用（オフ・プロダクト）

7.3.1 製品外使用の対象範囲

ログの製品外使用には下記が含まれる。

- 各国森林認証制度の PEFC 相互承認に関する情報の伝達
- 認証状況に関する情報の伝達（例：グループ B と C のログ使用者）
- 認証書が PEFC に承認されたものであることに関する情報の伝達（例：認証機関）

- d) PEFC 認証商品の調達、または、その調達のコミットメントに関する情報の伝達（例：PEFC 認証商品の消費者）
- e) PEFC への加盟に関する情報、または、PEFC とのパートナー関係に関する情報の伝達（例：PEFC 評議会の加盟メンバーやパートナー、および、各国認証管理団体）
- f) PEFC の制度や認証の発展、普及に焦点を合わせた各種プロジェクトや企画に関する情報の伝達
- g) その他の教育や宣伝のための PEFC ロゴ使用（PEFC 評議会、各国の認証管理団体、認証機関、CoC の対象範囲外にある PEFC 認証商品の販売者、など）

7.3.2 製品外使用の要件に関する要求事項

製品外の PEFC ロゴ使用は、PEFC ロゴ使用者グループの何れかとして有効な PEFC ロゴ使用許可を有する者に限られる。

7.3.3 製品外使用の一般的な要求事項



PEFC ロゴは、2 本の木が入った丸と「PEFC」のイニシャルによる構成になっている。

色：PEFC ロゴは、3 色（黒、緑および 3 D）にて使うことができる。PEFC ロゴはまた他の単色を背景として白色で使うこともできる。

縦横の比率：高さとの比率は保持しなければならない。

TM 記号：PEFC トレードマークの記号（TM）は PEFC ロゴと常に一緒に使わなければならない。

PEFC ロゴライセンス番号：PEFC ロゴ使用者に発行されたロゴライセンス番号は、ロゴと一緒に使わなければならない。

PEFC 主張：PEFC のロゴは、PEFC 主張および PEFC のウェブサイトの URL と併用または併用なしで使用することができる。正式な主張は「Promoting Sustainable Forest Management(持続可能な森林管理の促進)」である。英語以外の言語による PEFC 主張は、PEFC 評議会または各国認証管理団体がこの文書の著作権に従って翻訳をしたこの文書の該当言語版によるものでなければならない。

特定のロゴ使用者が追加として使用できる主張はロゴ再生ツールキットで定められる。

7.3.4 例外的な使用

7.3.4.1 ロゴ番号なしの PEFC ロゴ使用

ロゴ番号なしの PEFC ロゴ使用は、ラベルのサイズが小さすぎて読めない時や、技術的に表示が不可能な時には例外的に認められる。

ロゴ番号なしの PEFC ロゴ使用はロゴ使用を許可した組織による事前許可が必要である。